

私立専修学校設置認可等審査基準

(趣旨)

第1条 私立専修学校(以下「専修学校」という。)の設置認可等については、関係法令に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(認可の方針)

第2条 専修学校は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 学校の継続性及び安定性が確保できる、健全な経営が行われることが見込まれること。
- (2) 学校規模にふさわしい必要な生徒数の確保について、確実な見込があること。
- (3) 教育の公共性及び公益性が確保され、生徒の卒業後の進路について、確実な見込があること。
- (4) 国家資格者の養成を行う専修学校を設置しようとする場合は、設置認可までに関係行政機関から国家資格者養成施設等の指定が確実と認められること。
- (5) 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とした教育がなされるものであること。

(設置者)

第3条 専修学校の設置者は、学校運営の安定性及び継続性を確保するため、原則として学校法人又は準学校法人とする。

(名称)

第4条 専修学校の名称は、専修学校として適当であるとともに、設置する分野又は課程にふさわしい名称とし、学校教育法第1条に規定する学校及び県内の既設の専修学校の名称と紛らわしいものであってはならない。

(総収容定員)

第5条 専修学校の総収容定員は、80人以上とする。

(開設時期)

第6条 専修学校の開設の時期は、原則、4月1日とする。

(位置及び環境)

第7条 専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。)第44条に規定する教育上及び保健衛生上適切な位置及び環境は、おおむね次の各号に掲げる要件を満たしているものをいう。

- (1) 校地の周辺に当該専修学校の教育環境が著しく害されるおそれのある施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業を営むための施設及び高等課程を設置する場合は旅館業法(昭和23年法律第138号)の対象となる旅館)がないこと。
- (2) 生徒の教育上及び保健衛生上著しく害がある騒音、ばい煙その他の影響をもたらす工場等の施設がないこと。
- (3) 土壌が健康に被害をおよぼすような物質に汚染されていないこと。

(校地等)

第8条 設置基準第45条に規定する校地等(以下「校地」という。)は、負担付き(担保に供されている等)又は借用であってはならない。ただし、借用にあっては教育上支障がないことが確実

と認められる場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体からの借用であること。
- (2) 借地借家法（平成3年法律第90号）の規定による借地権が設定され、当該借地権が登記されていること。

(校舎等)

第9条 設置基準第46条に規定する校舎等（以下「校舎」という。）は、負担付き（担保に供されている等）又は借用であってはならない。ただし、借用にあつては高等課程を設置する場合を除き、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実と認められる場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体からの借用であつて、所有権を移転することが困難であり、20年以上継続して使用できる権利を取得していること。
- (2) 前号以外の借用であつて、借地借家法の規定による20年以上の借家権が設定され、かつ、登記されていること。この場合において、当該借家権より先に登記された抵当権があるときは当該抵当権者全てから、借家権の存続に係る同意を得て、当該同意が登記されていること。

2 前項ただし書に規定する場合において、同一建物内に当該専修学校以外の施設が設置されているときは、次の各号に掲げる条件に適合すること。ただし、当該専修学校以外の施設が、当該専修学校と同一の設置者が設置する他の学校等の施設であつて、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- (1) 当該建物内に設置された他の施設が、専修学校教育に支障を及ぼさないもので、教育上、保健衛生上及び社会通念上適切であり、当該条件が将来的にも担保される見込みであること。
- (2) 専修学校として使用する部分は、原則として階全体とし、構造上独立したものであること。また、使用する部分が複数の階にまたがる場合は連続した階であること。
- (3) 専修学校として使用する専用の出入口及び通路が確保され、他の施設と明確に区別されるものであること。
- (4) 災害時の避難路の確保、不審者の侵入防止対策がなされるなど生徒の安全が確保されていること。

3 建物を、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の規定による区分所有により専修学校の校舎として使用することは、原則として認めない。ただし、高等課程を設置する場合を除き、教育上支障がないことが確実と認められる場合で、かつ、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 敷地利用権が登記され、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による敷地権となっていること。
- (2) 前項各号に掲げる条件に適合すること。

4 分校の設置は、次の各号のいずれかに該当し、実態として独立した専修学校としての要件を備えていないこと。

- (1) 設置される場所がへき地等であつて、通学上の便宜のため地域の要望が強いこと。
- (2) 独立した専修学校となる程度の規模を有していないこと。
- (3) 教育機能が当該分校等のみで完結せず、教員、実習施設等について本校と一体となって教育を行う施設であること。

5 分教室の設置は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 専修学校設置基準（昭和 51 年 1 月 10 日、文部省令第 2 号）第 33 条の通信制の課程を置く専修学校が設置する面接による指導を行うための施設であること。
- (2) 教育条件の維持向上を図るため、やむを得ず、設置されるものであること。この場合、本校舎から徒歩 5 分以内の位置とすること。

6 前四項に規定する校舎については、現行の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他法令が定める基準に適合しているものであること。

（設備）

第 10 条 設置基準第 49 条に規定する設備は、負担付き（担保に供されている等）又は借用であってはならない。ただし、借用にあっては複写機、情報機器等、賃貸借による使用が常態となっている設備で、借用の契約が締結され、教育上支障がないことが確実に認められる場合は、この限りでない。

（校長）

第 11 条 専修学校の校長は、学校教育法第 9 条に定める欠格事項に該当した者であってはならない。

2 学校養育法第 129 条第 2 項に規定する「教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する業務に従事した者」とは、次に掲げる職又は業務の 1 若しくは 2 以上を通算して 5 年以上従事した者をいう。

- (1) 学校教育法第 1 条、同法第 124 条又は第 134 条第 1 項に規定する学校等の長の職
- (2) 学校教育法第 1 条、同法第 124 条又は第 134 条第 1 項に規定する学校等の教員の職
- (3) 学校教育法第 1 条の学校の事務職員の職
- (4) 行政機関の教育、学術又は文化に関する業務
- (5) 民間の教育、学術又は文化に関する団体の役員又は職員の職
- (6) 前各号に規定する職又は業務と同等と知事が認める職又は業務

3 専修学校の校長は、原則として専任とする。ただし、やむを得ず他の職との兼任とする場合は、専任の副校長又は教頭（以下「副校長等」という。）を置くものとする。この場合、副校長等は校長の資格を有する者でなければならない。

（設置に係る資金）

第 12 条 学校の設置に係る資金は、専修学校の設置予定者の自己資金によらなければならない。ただし、教育上支障のないことが確実に認められる場合で、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、資金の一部を借り入れることができる。

- (1) 借入先が、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人静岡県職業教育振興会又は銀行、信用金庫若しくはこれらに準ずる金融機関であること。
- (2) 借入金額が、校地又は校舎の取得費の 3 分の 1 以内、又は当該学校の総負債額が、総資産額の 3 分の 1 以内であること。
- (3) 負債に係る償還計画において、各年度の償還額（利息を含む。）が、年間事業活動収入の 20% 以内であること。ただし、第 6 条第 1 項のただし書及び第 7 条第 1 項のただし書の規定により、校地及び校舎の両方又は校地若しくは校舎のいずれかを借用する場合は、各年度の償還額（利息を含む。）と賃借料の合計額が、年間事業活動収入の 20% 以内であることを要する。

2 校地又は校舎の取得に係る前項の負債に関しては、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず、校

地又は校舎に抵当権を設定することができる。

(運用資金)

第13条 専修学校の設置予定者は、設置認可申請時において、学校の開設年度の経常的経費の6分の1に相当する運用資金を保有していなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項のただし書及び第7条第1項のただし書の規定により、校地及び校舎の両方又は校地若しくは校舎のいずれかを借用する場合は、次に掲げる運用資金を保有しなければならない。

(1) 校地及び校舎を借用する場合は、学校の開設年度の経常的経費に相当する額

(2) 校地又は校舎を借用する場合は、開設年度の経常的経費の6分の1及び年間賃借料に相当する額

(既設校等の適正管理)

第14条 既設の専修学校等(学校教育法第1条に規定する学校及び第134条に規定する各種学校を含む。以下「既設校」という。)の設置者による専修学校の設置及び専修学校の課程の設置並びに専修学校の目的変更の認可等については、以下の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 新たな専修学校の設置又は専修学校の新たな課程の設置に係る経費の財源として、既設校の生徒納付金から繰り入れる場合には、既設校の維持経営に支障を来さない範囲内とすること。

(2) 既設校のうち、完成年度を超えていないものがある場合、当該既設校の設置に関する計画が着実に履行されていること。

(3) 既設校の在籍生徒数が収容定員を著しく超過していないこと。

(4) 既設校の在籍生徒数が収容定員を過去5年間にわたり相当程度下回っていないこと

(5) 既設校のための負債について、第9条に掲げるもののほか、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。

(6) 次の各事項について、既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

ア 法令の規定、法令の規定による所轄庁の処分及び寄附行為等に基づいた管理運営

イ 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争

ウ 公租・公課(日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。)の納付

(設置計画書の提出等)

第15条 専修学校の設置予定者は、学校の開設年度の前々年度の12月末までに設置計画書を県に提出しなければならない。ただし、教育上支障のないことが確実と認められる場合に限り、提出期限を学校の開設年度の前年度の5月末までとすることができる。

2 知事は、設置計画を承認しようとする場合には、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴くものとする。

(設置認可申請書の提出)

第16条 専修学校の設置予定者は、前条による承認を受けた後、学校の開設年度の前年度の12月末までに設置認可申請書を県に提出しなければならない。

(課程の設置及び目的の変更計画書の提出等)

第17条 専修学校の課程の設置及び専修学校の目的の変更については、前2条の規定を準用する。この場合において、「設置」は「課程の設置」又は「目的の変更」と、「学校の開設」は「課程の

開設」又は「目的の変更」と読み替える。

- 2 前項の場合のうち、施設及び設備が既に整備されているなど、教育上支障のないことが確実に認められる場合に限り、計画書の提出を要しない。
- 3 前項の場合にあっては、前条の規定にかかわらず、課程の開設又は目的の変更予定年度の前年度の5月末までに認可申請書を知事に提出しなければならない。

(生徒募集)

第18条 原則として、設置認可前の生徒募集は認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条の設置認可申請書が知事に提出されているとき又は第15条第1項ただし書きに基づく設置計画書が知事に承認されているとき。
- (2) 第15条(第1項ただし書きを除く)に基づく設置計画の承認を受けた後、校舎等の建設工事が計画どおり進行しており、開設予定年度の開校が確実に認められるとき。

2 前項の生徒募集は、次の各号により行わなければならない。

- (1) 募集要項には、「開校予定」又は「認可申請中」と明示すること。
- (2) 募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。
- (3) 入学案内又は募集広告が入学者に誤解を与えることのないよう留意すること。

(専修学校の運営)

第19条 設置認可後の学校の運営にあっては、第2条及び第4条から第13条までを遵守しなければならない。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年12月27日から施行し、改正後の第7条第2項の規定は、同日以後に認可するものから適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成30年8月7日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に設置されている専修学校が、改正後の第14条に規定する事項に合致しないこととなる場合(ただし、改正後の第2条、第4条、第7条第1項第1号及び同条第2項並びに第4項、第8条、第9条第1項本文並びに同項第1号及び同項第2号並びに同条第2項並びに第10条を除く)は、それら事項の改善に努めるものとする。

附 則

この基準は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和4年5月2日から施行する。
- 2 この基準の施行の際、現に設置されている専修学校が、改正後の第19条に規定する事項に合致しないこととなる場合(ただし、改正後の第2条、第4条、第9条第1項第1号及び同条第2項並びに第6項、第10条、第12条第1項本文並びに同項第1号及び同項第2号並びに同条第2項並びに第13条を除く)は、それら事項の改善に努めるものとする。